

金目中学校いじめ防止基本方針

平塚市立金目中学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものという認識に立ち、いじめの未然防止並びにいじめを許さぬ姿勢で対策や組織編成等を行うものとする。

(いじめの定義と禁止)

平成25年いじめ防止対策推進法 第一章 第二条の通り「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」これを定義として対応する。

また、第四条には、児童等は、いじめを行ってはならないとあり、本校においても同様にしてはならない行為として臨む。

(学校及び教職員の責務)

「いじめは、学習や友人関係に関することが*ストレッサーとなって、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることや人に負けたくないという過度の競争意識がストレッサーを一層強く感じさせること」（国立教育政策研究所作成リーフレット「いじめのない学校づくり」より一部抜粋）から生じる場合がある。

このように、ストレスがいじめの原因となっているケースもあることから、極力ストレスを抱かぬように、また、抱いたストレスが上手に解消できるように、学校は指導、支援に努める必要がある。全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる学校とは生徒の居場所がある学校である。生徒の居場所づくりは、自己有用感をはぐくむことや絆づくりを推進することで達成できると考える。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めることが学校及び教職員の責務と考える。

註 *ストレッサーとは、ストレスを生物に与える何らかの刺激のことを言う。また、その範囲は広い。主に物質的な刺激のことをいうが心理的な意味も含まれる（暑さ、寒さ、痛み、生理的物質への反応、怒り、苦しみ、など）。この用語は主に心理学、生物学等においてストレスの原因の意味として使われる。

2 未然防止について

(1) 自己有用感をはぐくむために

- ア わかる授業づくり、行事づくりを推進することにより生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。
- イ 絆づくりを推進するためにあたたかな人間関係を形成し、互いの人権を尊重しあう学校づくりに努める。

(2) 未然防止、早期発見の具体的取組

ア わかる授業の創造に努める

(ア) 学習内容の理解を図る

- ・個々の学習能力、指導学級の特性を把握する。
- ・教材研究、授業研究に努める。
- ・教材、教具の開発に努める。
- ・生徒が「わかった」と思えるように平易な言葉でわかりやすく説明する。
- ・授業の始めに前時の復習や小学校の復習、小テストなど、基礎学力が定着するような手立てを工夫するなど「繰り返し学習」を心がける。
- ・生徒の生活に密着した話題や興味関心が高まる話題を絡めて指導するように努める。
- ・ICT 機器を効果的に活用し、難易度を考慮した教材の提供に努める。
- ・特別非常勤講師、サンサンスタッフによる個別支援に努める。
- ・必要に応じて適切な教育ボランティアの活用を図る。
- ・他の教員の指導を参観し、指導の向上に努める。

(イ) 授業中の秩序を保つことに努める

- ・授業と休み時間の区切り、気持ちの切り替えを行うためのチャイム着席の指導に努める。
- ・集中力を高めるために「聴き方」の指導に努める。
- ・授業中、人権を侵害するような言動を許さない指導に努める。
- ・生徒のいじめを誘発する出来事を見逃さず、感じたことや収集した情報を教職員間で共有するように努め、その後、適宜指導する（よく観察する）。
- ・普段から、生徒に対して「相談したい」「話してみたい」と思わせるように受容の態度で接する。

(ウ) 学習環境を整える

- ・清掃指導の徹底を図る。
- ・掲示物がきちんと留められている。
- ・落書きがない。
- ・毎時間黒板がきれいになっている。
- ・必要な器具、器材が整っている。
- ・定期テストを実施する上で、配慮の必要な生徒への支援を行う。

イ あたたかな人間関係づくり（集団づくり）

（ア）全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育を推進する

・道徳の時間の指導（道徳的価値の指導）の充実を図る。

・日常生活全般における道徳教育（道徳的実践の指導）を心がける。

（イ）体験活動等の充実を図る

・特別活動、総合的な学習の時間の充実に努める。

（ウ）生徒等が自主的に行うものに対する支援を行う

・教科学習時の支援に努める。

・特に、生徒会活動への支援を行う。生徒の意見を取り入れ、子ども達が主体的かつ積極的な参加ができるよう配慮する。

・大会等の結果を披露、表彰し、部活動や校外活動での活躍を認める。

（エ）保護者及び地域への啓発等必要な措置を講ずる。

・SSE（より良い人間関係づくりのための心理教育学的プログラム）の実施。

・地域、他機関との連携を図る。いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進に努める。

・アンケートの実施や教育相談体制の見直し、充実を図る。

・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を年2回（6月、1月）実施するとともに、実施後のアンケートは、在籍年度並びに卒業後5年間保管する。また、アンケートに基づき教育相談を実施することにより問題行動の早期発見、未然防止に努める。

・月3日欠席調査の活用を図る。欠席日数に関わらず、生徒個々の状況を十分把握し対応する。

・生き方を学ぶ講演会、人権教育講演会等、必要な啓発活動として外部講師を招聘し、保護者や地域にも紹介する。

・校長、教職員講話、学校からの便り等を活用し、情報提供を行う。

3 いじめと認識した場合の対処について

（1）生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

ア 教職員は、すみやかに情報を収集し、いじめの実態を把握する

（ア）教職員同士の情報交換、当該生徒からの聞き取り、（必要に応じて）周辺生徒からの聞き取りを行う。

（イ）家庭訪問や地域住民から収集した情報、アンケートの結果を活用し、いじめの背景を探る。

イ 当該生徒への指導

（ア）いじめた生徒に対して

相手の心身を深く傷つける言動や命を脅かす行為は断固として許さないという姿勢で指導する。

(イ) いじめられた生徒に対して

- ・いじめられた生徒から事情や心情を十分聞き取り、生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活の復帰支援や学習支援を行う。
- ・いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分聞き取り、今後の対応について伝え、迅速に対処する。
- ・人権が侵害されず安心して学校生活を送れるようになるまで、当該生徒、保護者の意向を踏まえ、一時的に危険等を回避する時間、場所の提供を行う。
- ・心のケアを、保護者、生徒の意向を踏まえ、担任を始め学年職員、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどが行い、必要に応じて外部機関と連携して行う。

ウ いじめを発見して届け出た生徒への指導

- (ア) 情報の発信元を明かさぬ配慮をする。
- (イ) 当該生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
- (ウ) 勇気ある行為を称え、認める。

エ 当該生徒を取り巻く生徒への指導（集団指導）

周辺生徒がいじめを助長させている場合が往々にしてあるので、学級担任を軸に学級指導や学年指導を継続的に行う。

オ 保護者への対応

- (ア) 保護者が十分に事実認識できるように、個人情報を十分配慮した上で、いじめの内容・原因、指導経緯、今後のことなどを正確に伝える。
- (イ) 指導後も、当該生徒の保護者に、生徒の学校生活や友達関係などの情報を提供し、事後経過を注視し、見守っていることを知らせ安心できるようにする。

カ 外部機関との連携

- (ア) 教育委員会教育指導課、子ども教育相談センター、こども家庭課、平塚警察署などの外部機関や少年補導員、民生児童委員、学校評議員、PTA会長などとの連携を図る。
- (イ) いじめの実態を把握した時や指導の経緯、保護者の反応、事後の経過観察内容等を平塚市教育委員会に報告する。
- (ウ) 学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- (エ) いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する。

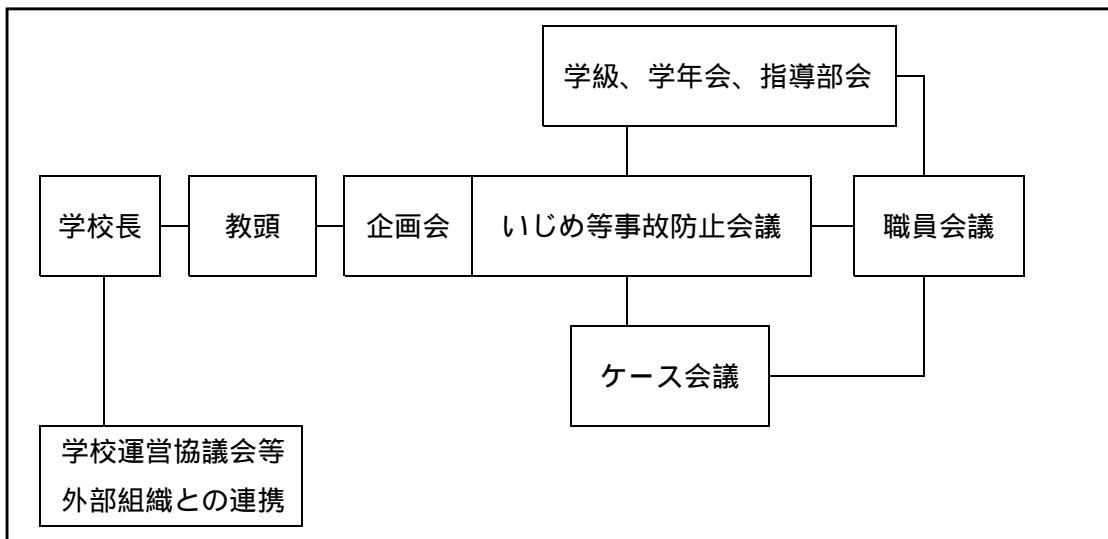
4 校内いじめ等事故防止会議と活動内容について

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ等事故防止組織」を設置し、月1回程度開催する。いじめと疑われる相談通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) いじめ等事故防止会議は以下の教職員により行う

学校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、当該学年教員を原則とし、養護教諭やスクールカウンセラー、特別支援学級担任を適宜加えることとする。

(2) 組織図



(3) 活動内容

- ア 月に1回程度、いじめ等事故防止会議を開き、生徒の状況把握に努める。
- イ 必要に応じてケース会議を開き、指導、支援の方針を示す。
- ウ いじめ等事故防止会議並びにケース会議時の情報を職員会議等で共有する。
- エ 外部組織との連携を図る。
教育委員会教育指導課、子ども教育相談センター、こども家庭課、平塚警察署などの外部機関や少年補導員、民生児童委員、学校評議員、PTA会長などとの連携を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) ネットいじめについても、前掲1から5の通り同様に執り行う。
- (2) ネットいじめの対象となった生徒、保護者に対し、情報の削除、発信者情報の開示に関する情報提供を行い、書き込んだ生徒が特定できた場合は適切に指導する。
また、特定できなかった場合においては、集団指導を行う。

6 重大事態への対処について

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、緊急調査チームを設置し、迅速に調査を着手する。

(1) 緊急調査チームの編成

事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。構成員については専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査・・・事実確認をする

当該学年職員並びに生徒指導担当、教育相談コ-ティネ-タ、SC は、当事者並びに周辺生徒からの聞き取りや質問票等により、正確な情報を得る。質問票の作成時には市教育委員会の指導を仰ぐようとする。

イ 正確な情報提供、説明を行う

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について適時・適切な方法での情報提供を行い、誠実な態度で事実説明を行う。調査結果の説明について、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告をする。

また、同様の情報を市教育委員会に報告し、指導方針について相談し、適切なる対応に努める。

ウ 当該生徒の状況を鑑み適切なる指導、支援方針を示す

当該生徒並びに保護者の意向を尊重しつつ、学校としての今後の指導、支援の具体的方向を示す。

7 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見、防止、再発防止に関する取組に関することを学校教育評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。